

# 兵庫県公報

令和6年1月23日 火曜日 第483号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 公有水面埋立ての出願に係る関係図書の縦覧（港湾課）	7
○ 昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部改正（同）	10
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	11
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
<b>公 告</b>	
○ 落札者等の公示（管財課）	15
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	17
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	18
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し等の届出	22
○ 令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第12号の訂正	23
○ 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第68号の訂正	24
<b>労働委員会公告</b>	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	24
<b>正 誤</b>	
○ 令和4年3月29日付け兵庫県公報第297号中	25

## 告 示

### 兵庫県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 保安林予定森林の所在場所  
豊岡市城崎町来日字昆場1337、字奥山1345
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。  
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第43号**

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 ハリマ化成株式会社加古川製造所  
 加古川市野口町水足671-4  
 取締役所長 藤本 恵 弘
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 ハリマ化成株式会社加古川製造所  
 加古川市野口町水足 671-4
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	33号リ 廃ガス洗浄施設	
能	力	風量10m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6~7	5~8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,000	10,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,000	10,000
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	30	100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日)		0	0.02

備考 汚水等は焼却処理又は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量が増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年1月23日から同年2月13日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古川市環境部環境保全課



**兵庫県告示第44号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 風 隼 武 博
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)		
能	力	風量60m <sup>3</sup> /分	風量92.5m <sup>3</sup> /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用 時に お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 通 常 の 値 及 び 最 大 の 値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度（水素指数）	4.9～14	4.9～14	4.9～14	4.9～14
	生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	120以下	120	120以下	120
	化学的酸素要求量（単位 mg/L）	120以下	120	120以下	120
	浮遊物質（単位 mg/L）	90以下	90	150以下	150
	窒素含有量（単位 mg/L）	60以下	60	60以下	60
	燐含有量（単位 mg/L）	—	—	—	—
	ふつ素及びその化合物（単位 mg/L）	90以下	90	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物（単位 mg/L）	—	—	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位 mg/L）	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される 汚水等の量（単位 m <sup>3</sup> /日）		0	0.5	0	0.5

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年1月23日から同年2月13日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室

63号ホ 廃ガス洗浄施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリに よる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリに よる表面処理施設 (No. 2)	
風量60m <sup>3</sup> /分		製品800枚/日		製品400枚/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	通常	通常	最大	通常	最大
3～5	3～5	0.5～7	0.5～7	0.5～7	0.5～7
120以下	120	10以下	10	30以下	30
120以下	120	100以下	100	120以下	120
150以下	150	100以下	100	150以下	150
200以下	200	9,400以下	9,400	12,100以下	12,100
—	—	200以下	200	90以下	90
—	—	—	—	—	—
—	—	9,400以下	9,400	12,100以下	12,100
—	—	—	—	—	—
0	0.5	1.4	1.4	0.7	0.7

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)		71号の2イ 洗浄施設	
製品1100枚/日		同 左		水量0.18m <sup>3</sup> /日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		8時30分～20時30分 12時間	
同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大
0.5～14	0.5～14	0.5～14	0.5～14	6～8	6～8
10以下	10	10以下	10	10以下	10
120以下	120	20以下	20	10以下	10
150以下	150	130以下	130	10以下	10
15以下	15	35以下	35	—	—
1,300以下	1,300	—	—	—	—
—	—	1,100以下	1,100	—	—
15以下	15	35以下	35	—	—
—	—	—	—	2以下	2
16.2	16.2	8.2	8.2	0.06	0.18



**兵庫県告示第45号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年1月23日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年1月23日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 日影養父線	美方郡香美町村岡区日影字作川108番1から	旧	5.0から 14.0まで	177.0	
	同郡同町村岡区日影字作川127番2まで	新	5.0から 22.0まで	177.0	



**兵庫県告示第46号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。  
令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
塔の町(2)	宝塚市		塔の町		61番の一部
塔の町(3)	宝塚市		塔の町		25番20、25番21、25番22の一部、61番の一部、63番の一部、64番、84番、89番の一部、128番の一部、61番地先の水路敷の一部、63番から64番に至る地先の道路敷の一部
塔の町(4)	宝塚市		塔の町		61番の一部、127番2の一部



**兵庫県告示第47号**

公有水面埋立免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 出願人の所在地、名称及び代表者

出願人 所在地 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
名称 兵庫県  
代表者 住所 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
氏名 兵庫県知事 齋藤元彦

2 埋立区域

(1) 位置

姫路市網干区浜田字南新々田1645番地から同1651番地、同1641番地、1640番地を経て、同1635番地に至

る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点のうち⑮の地点から④の地点までを順に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑮の地点から④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑮の地点 網干三等三角点(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から227度31分44.967秒 2312.00メートルの地点

⑰の地点	⑮の地点から	189度38分11秒	17.79メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	189度22分8秒	48.91メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	270度54分17秒	0.38メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	189度22分52秒	10.92メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	189度22分36秒	33.06メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	189度22分41秒	16.52メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	189度22分40秒	36.36メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	189度22分42秒	25.00メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	189度39分57秒	24.61メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	189度17分10秒	15.94メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	189度17分18秒	4.01メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	188度29分53秒	32.45メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	271度8分54秒	0.45メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から	179度13分39秒	2.52メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から	270度52分3秒	109.17メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から	9度35分53秒	0.49メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から	9度47分34秒	69.81メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から	9度28分56秒	16.54メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から	9度29分5秒	66.15メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から	9度29分2秒	33.06メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から	9度28分52秒	21.50メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	9度29分14秒	21.50メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から	9度29分0秒	16.54メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	8度7分6秒	16.49メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	91度0分37秒	0.40メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から	6度9分8秒	6.73メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点のうち①の地点から⑮の地点までを順に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑮の地点から④の地点とを結んだ線、④の地点から⑩の地点までを順次に結んだ昭和42年6月3日付け兵庫県指令港第105号の1で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、①の地点から⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 網干三等三角点(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から240度49分9.944秒 2150.97メートルの地点

②の地点	①の地点から	91度0分54秒	359.16メートルの地点
③の地点	②の地点から	95度46分58秒	2.37メートルの地点
④の地点	③の地点から	102度56分58秒	2.38メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	110度49分24秒	1.23メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	117度32分39秒	1.28メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	129度7分20秒	2.15メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	137度27分34秒	1.29メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	146度43分59秒	2.67メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	156度25分21秒	2.72メートルの地点

⑪の地点	⑩の地点から	165度0分5秒	2.31メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	174度35分9秒	2.29メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	181度0分15秒	2.97メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	181度0分22秒	484.74メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	271度2分39秒	88.67メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	271度2分37秒	95.31メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	247度44分39秒	6.30メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	189度38分11秒	6.08メートルの地点
④④の地点	⑱の地点から	271度10分52秒	108.63メートルの地点
④⑤の地点	④④の地点から	8度37分35秒	5.60メートルの地点
④⑥の地点	④⑤の地点から	285度10分55秒	10.72メートルの地点
④⑦の地点	④⑥の地点から	271度0分41秒	101.82メートルの地点
④⑧の地点	④⑦の地点から	186度30分50秒	2.44メートルの地点
④⑨の地点	④⑧の地点から	271度10分38秒	28.14メートルの地点
⑤⑩の地点	④⑨の地点から	270度59分24秒	9.03メートルの地点

(3) 面積

ア 第1工区

面積 28,753.14平方メートル

イ 第2工区

面積 206,305.40平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

姫路市網干区浜田字南新々田1645番地から同1651番地、同1641番地、1640番地を経て、同1635番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

ア 第1工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊸の地点 網干三等三角点(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から227度31分13.839秒 2311.63メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 189度23分13秒 13.64メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 189度23分13秒 255.04メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 270度52分3秒 110.18メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から 9度28分50秒 263.46メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から 9度28分50秒 5.89メートルの地点

イ 第2工区

次の各地点を順次に結んだ線及び㊾の地点と㊿の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊾の地点 網干三等三角点(北緯34度46分29秒3250、東経134度35分31秒5794)から242度36分5.542秒 2104.96メートルの地点

㊿の地点 ㊾の地点から 189度9分54秒 30.55メートルの地点

㊸の地点 ㊿の地点から 91度0分54秒 99.86メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 178度59分6秒 44.53メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度54分40秒 10.00メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度57分3秒 72.62メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度53分40秒 11.53メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度58分58秒 45.12メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度59分26秒 44.60メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 91度15分14秒 44.64メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度59分50秒 15.30メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 90度42分38秒 30.88メートルの地点

㊸の地点 ㊸の地点から 181度29分59秒 10.72メートルの地点

㊸の地点	㊸の地点から	181度0分19秒	11.00メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から	180度54分55秒	15.71メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から	181度2分51秒	15.37メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から	181度6分22秒	4.92メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	180度57分43秒	26.15メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	180度59分44秒	15.71メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	180度0分37秒	15.71メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	181度5分52秒	15.71メートルの地点
㊻の地点	㊿の地点から	181度8分11秒	47.15メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	180度51分39秒	15.71メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	180度49分52秒	15.72メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	180度58分38秒	77.70メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	181度12分47秒	14.69メートルの地点
㊻の地点	㊿の地点から	181度12分34秒	31.93メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	180度47分1秒	31.08メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	181度0分43秒	41.57メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	181度0分46秒	52.95メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	181度7分54秒	31.09メートルの地点
㊻の地点	㊿の地点から	180度40分29秒	37.87メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	271度2分38秒	197.89メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	9度23分13秒	13.64メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	271度10分52秒	109.65メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	189度28分50秒	5.89メートルの地点
㊻の地点	㊿の地点から	271度0分41秒	149.22メートルの地点
㊼の地点	㊻の地点から	189度28分15秒	68.95メートルの地点
㊽の地点	㊼の地点から	279度30分8秒	159.92メートルの地点
㊾の地点	㊽の地点から	9度30分8秒	670.00メートルの地点

(3) 面積

ア 第1工区

面積 29,242.10平方メートル

イ 第2工区

面積 329,198.03平方メートル

4 埋立地の用途

製造業用地及びふ頭用地

5 出願年月日

令和6年1月5日

6 縦覧の期間及び場所

令和6年1月23日から3週間

関係図書は、兵庫県土木部港湾課及び中播磨県民局姫路港管理事務所並びに姫路市役所において縦覧に供する。



兵庫県告示第48号

昭和43年兵庫県告示第449号の2（兵庫県港湾施設管理条例施行規則の規定により岸壁又は物揚場に船舶をけい留することについて許可を要しない施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中「兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年規則第49号）第6条第1項第1号」を「兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年規則第49号）第6条第1項第2号」に改める。



兵庫県告示第49号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については令和6年2月5日から、2については令和6年2月13日から適用する。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 表株式会社三井住友銀行の項中

「

	同 灘支店	神戸市灘区備後町
	同 湊川支店	神戸市兵庫区湊町
	同 兵庫支店	神戸市兵庫区湊町

」

を

「

	同 灘支店	神戸市灘区備後町
	同 兵庫支店	神戸市兵庫区湊町

」

に、

「

	同 鈴蘭台支店	神戸市北区鈴蘭台北町
	同 北鈴蘭台支店	神戸市北区鈴蘭台北町
	同 藤原台支店	神戸市中央区浪花町
	同 長田支店	神戸市兵庫区湊町
	同 板宿支店	神戸市須磨区大黒町

」

を

「

	同 鈴蘭台支店	神戸市北区鈴蘭台北町
	同 板宿支店	神戸市須磨区大黒町

」

に、

「

	同 武庫之荘支店	尼崎市武庫之荘
	同 杭瀬支店	尼崎市昭和通
	同 立花支店	伊丹市中央
	同 伊丹支店	伊丹市中央

」

を

「

	同 武庫之荘支店	尼崎市武庫之荘
	同 伊丹支店	伊丹市中央

」

に、

「

	同 西宮支店	西宮市六湛寺町
	同 甲子園口支店	西宮市七番町
	同 夙川支店	西宮市相生町

」

を

「		同 西宮支店	西宮市六湛寺町	」
		同 夙川支店	西宮市相生町	
に、				
「		同 宝塚支店	宝塚市栄町	」
		同 宝塚支店	宝塚市中山寺	
		宝塚中山出張所		
		同 逆瀬川支店	宝塚市逆瀬川	」
を				
「		同 宝塚支店	宝塚市栄町	」
		同 逆瀬川支店	宝塚市逆瀬川	
に、				
「		同 ウッディタウン支店	三田市すずかけ台	」
		同 ウッディタウン支店	三田市すずかけ台	
		フラワータウン出張所		
		同 篠山支店	丹波篠山市二階町	」
を				
「		同 ウッディタウン支店	三田市すずかけ台	」
		同 篠山支店	丹波篠山市二階町	
に、				
「		同 高砂支店	高砂市高砂町浜田町	」
		同 高砂支店	高砂市高砂町浜田町	
		曾根出張所		
		同 三木支店	三木市本町	
		同 緑が丘支店	三木市本町	
		同 西脇支店	西脇市西脇	」
を				
「		同 高砂支店	高砂市高砂町浜田町	」
		同 三木支店	三木市本町	
		同 西脇支店	西脇市西脇	」
に、				

「		同 姫路支店姫路市役所出張所	姫路市安田	」
		同 飾磨支店	姫路市呉服町	
		同 広畑支店	姫路市広畑区正門通	

を

「		同 姫路支店姫路市役所出張所	姫路市安田	」
		同 広畑支店	姫路市広畑区正門通	

に改める。

2 表株式会社三井住友銀行の項中

「		同 三宮支店	神戸市中央区三宮町	」
		同 神戸駅前支店	神戸市中央区多聞通	
		同 甲南支店	神戸市東灘区甲南町	

を

「		同 三宮支店	神戸市中央区三宮町	」
		同 甲南支店	神戸市東灘区甲南町	

に改める。



兵庫県告示第50号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

兵庫県淡路県民局長 藤原祥隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市下内膳684
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
里田主	洲本市下内膳170

- 3 指定する理由  
洲本市下内膳地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第51号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

兵庫県淡路県民局長 藤原祥隆

- 1 指定する貯水施設の所在地  
洲本市池田226
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
池田（大城戸）田主	洲本市池田159

3 指定する理由

洲本市池田地域内樋戸野川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第52号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

兵庫県淡路県民局長 藤原祥隆

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市金屋870

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
庄ヶ原池田主	洲本市金屋992

3 指定する理由

洲本市金屋地域内鮎屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第53号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

兵庫県淡路県民局長 藤原祥隆

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市生穂

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
桃谷池田主	淡路市生穂1163

3 指定する理由

淡路市生穂地域内生穂川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第54号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年1月23日

兵庫県淡路県民局長 藤原祥隆

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市久留麻

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
中ノ池田主	淡路市久留麻1258

- 3 指定する理由  
淡路市久留麻地域内浦川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

**落札者等の公示**

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和6年1月23日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県本庁舎ほか4庁舎で使用する電気 予定数量8,108,136キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県総務部職員局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年12月22日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額（税抜）  
133,419,305円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和5年11月10日



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) カワベ姫路城東店  
所在地 姫路市城東町字五反田66番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社カワベ 相生市大島町1番12号 川辺大介
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社カワベ 相生市大島町1番12号 川辺大介
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年9月10日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,587平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
64台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
45台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
72平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
24立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後9時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和6年1月9日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和6年1月23日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年5月23日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ザグザグ淡路東浦店  
所在地 淡路市久留麻字神田2025番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 岡山市中区清水369番地2 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- | 名称                                              | 住所                                             | 代表者の氏名 |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------|
| 株式会社ザグザグ                                        | 岡山市中区清水369番地2                                  | 森 信    |
| 4 大規模小売店舗の新設をする日                                | 令和6年8月29日                                      |        |
| 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計                              | 1,162平方メートル                                    |        |
| 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項                           |                                                |        |
| (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）      | 43台                                            |        |
| (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）      | 35台                                            |        |
| (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）     | 40平方メートル                                       |        |
| (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  | 9.6立方メートル                                      |        |
| 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項                         |                                                |        |
| (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻               | 午前8時から翌午前0時まで                                  |        |
| (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯                        | 午前7時30分から翌午前0時30分まで                            |        |
| (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。） | 出入口2箇所                                         |        |
| (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯                  | 午前6時から午後10時まで                                  |        |
| 8 届出年月日                                         | 令和5年12月28日                                     |        |
| 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間                         |                                                |        |
| (1) 縦覧場所                                        | 兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課           |        |
| (2) 縦覧期間                                        | 令和6年1月23日から4月間                                 |        |
| 10 意見書の提出期限及び提出先                                |                                                |        |
| (1) 提出期限                                        | 令和6年5月23日                                      |        |
| (2) 提出先                                         | 兵庫県まちづくり部都市計画課<br>〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 |        |

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町本荘一丁目193番1、194番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市飾磨区野田町153番地  
オーエイハウジング株式会社 代表取締役 横山英人
- 許可年月日及び許可番号  
令和5年7月27日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-19号（5播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和6年1月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 公職の種類(第1号) | 届出年月日      |
|---------------------|--------|----------|----------------|------------|------------|
| 日本維新の会衆議院兵庫県第2選挙区支部 | 阿部圭史   | 山下香      | 神戸市兵庫区東山町2-1-5 | 衆議院議員      | 令和5年10月23日 |

(2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地          | 公職の種類(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号) | 届出年月日     |
|---------|--------|----------|---------------------|------------|-----------------------|-----------|
| ほりけん後援会 | 堀井健智   | 堀井純子     | 加古川市加古川町平野386船原ビル1階 | 衆議院議員      | 堀井健智<br>衆議院議員         | 令和5年10月2日 |

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地                | 届出年月日      |
|---------------|--------|----------|---------------------------|------------|
| おおにし兆司後援会     | 大西兆司   | 大西兆司     | 丹波篠山市今田町下立杭40             | 令和5年9月1日   |
| 市民と市政をつなぐ会 垂水 | 高橋秀典   | 岩澤仁志     | 神戸市垂水区塩屋町3-6-29 高橋方       | 令和5年10月10日 |
| 多田佳史後援会       | 多田佳史   | 多田真紀子    | 小野市浄谷町1701-1              | 令和5年1月10日  |
| ねだ敬介後援会       | 根田敬介   | 根田敬介     | 丹波市氷上町本郷102-8             | 令和5年9月26日  |
| 兵庫県介護支援専門員連盟  | 藤本進    | 藤本進      | 神戸市須磨区飛松町2-5-11 有限会社フジモト内 | 令和5年9月19日  |
| 吉積毅後援会        | 吉積毅    | 吉積明美     | 丹波市氷上町成松317               | 令和5年10月5日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称             | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                     | 異動年月日      |
|---------------------|--------|------------|------|---------------------|------------|
| 公明党東兵庫総支部           | 北原速男   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 伊丹市中野東1-314-1       | 令和5年9月5日   |
|                     |        |            | 旧    | 伊丹市北伊丹1丁目9番地8       |            |
|                     |        | 代表者の氏名     | 新    | 北原速男                |            |
|                     |        |            | 旧    | 坪井謙治                |            |
| 自由民主党三田支部           | 白井和弥   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 三田市高次2-4-38-101     | 令和5年10月2日  |
|                     |        |            | 旧    | 三田市池尻64             |            |
|                     |        | 代表者の氏名     | 新    | 白井和弥                |            |
|                     |        |            | 旧    | 福田秀章                |            |
|                     |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 森本政直                |            |
|                     |        |            | 旧    | 白井和弥                |            |
| 自由民主党長田支部           | 川部宣宏   | 会計責任者の氏名   | 新    | 尻池宏典                | 令和5年10月1日  |
|                     |        |            | 旧    | 大森英樹                |            |
| 自由民主党兵庫紙支部          | 釜谷研造   | 会計責任者の氏名   | 新    | 井上泰夫                | 令和5年10月27日 |
|                     |        |            | 旧    | 釜谷泰造                |            |
| 自由民主党兵庫県医療会         | 八田昌樹   | 会計責任者の氏名   | 新    | 鈴木克司                | 令和5年9月1日   |
|                     |        |            | 旧    | 山根光量                |            |
| 自由民主党兵庫県ちんたい支部      | 山形昌之   | 代表者の氏名     | 新    | 山形昌之                | 令和5年9月6日   |
|                     |        |            | 旧    | 坂部典生                |            |
| 自由民主党兵庫県姫路市第二支部     | 五島壮一郎  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市広畑区正門通3丁目4-3     | 令和5年9月1日   |
|                     |        |            | 旧    | 姫路市広畑区北河原町18-1      |            |
| 自由民主党兵庫県連養父町支部      | 木谷作良   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 養父市長野2003-2         | 令和5年6月17日  |
|                     |        |            | 旧    | 養父市船谷374            |            |
|                     |        | 代表者の氏名     | 新    | 木谷作良                |            |
|                     |        |            | 旧    | 北本健一郎               |            |
|                     |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 中野雅人                |            |
|                     |        |            | 旧    | 久保田寛                |            |
| 日本維新の会衆議院兵庫県第8選挙区支部 | 清水貴之   | 政治団体の名称    | 新    | 日本維新の会衆議院兵庫県第8選挙区支部 | 令和5年9月1日   |
|                     |        |            | 旧    | 日本維新の会参議院兵庫県選挙区第1支部 |            |
|                     |        | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市東難波町5-7-18 1F    | 令和5年10月23日 |
|                     |        |            | 旧    | 神戸市中央区小野柄通5-1-27    |            |

|                     |      |            |   |                     |           |
|---------------------|------|------------|---|---------------------|-----------|
| 日本維新の会衆議院兵庫県第4選挙区支部 | 赤木正幸 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区春日台9-12-4      | 令和5年9月16日 |
|                     |      |            | 旧 | 神戸市西区井吹台西町2-2-1-602 |           |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称                 | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                         | 異動年月日      |
|-------------------------|--------|------------|------|-------------------------|------------|
| IHI労働組合連合会<br>相生政治活動委員会 | 薦田弘幸   | 代表者の氏名     | 新    | 薦田弘幸                    | 令和5年10月1日  |
|                         |        |            | 旧    | 三輪明洋                    |            |
|                         |        | 会計責任者の氏名   | 新    | 稲谷武喜                    |            |
|                         |        |            | 旧    | 薦田弘幸                    |            |
| あいざき佐和子とあゆむ会            | 鈴木佐和子  | 政治団体の名称    | 新    | あいざき佐和子とあゆむ会            | 令和5年10月10日 |
|                         |        |            | 旧    | さわやか兵庫ネットワーク            |            |
| 稲美町の未来を考える会             | 土原翔吾   | 会計責任者の氏名   | 新    | 土原翔吾                    | 令和5年10月18日 |
|                         |        |            | 旧    | 岸本龍人                    |            |
| 川重グループ労働組合連合会政策実現推進委員会  | 濱田圭    | 会計責任者の氏名   | 新    | 石原靖之                    | 令和5年10月10日 |
|                         |        |            | 旧    | 下茶健一                    |            |
| 幸福実現党宝塚・川西後援会           | 白石司    | 代表者の氏名     | 新    | 白石司                     | 令和5年9月21日  |
|                         |        |            | 旧    | 田葉井健二                   |            |
| 神戸市歯科医師連盟               | 百瀬深志   | 政治団体の名称    | 新    | 神戸市歯科医師連盟               | 令和5年10月1日  |
|                         |        |            | 旧    | 神戸市歯科医師政治連盟             |            |
| 五島壮一郎後援会                | 長谷川敏信  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市広畑区正門通3丁目4-3         | 令和5年9月1日   |
|                         |        |            | 旧    | 姫路市広畑区北河原町18-1          |            |
| さえき直之後援会                | 佐伯直之   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市東灘区本庄町1丁目11-10       | 令和5年10月18日 |
|                         |        |            | 旧    | 三木市大塚2丁目2-4 サンシャイン大塚112 |            |
| 神鋼連合政策実現を推進する会          | 吉田仁志   | 会計責任者の氏名   | 新    | 中野賢                     | 令和5年9月19日  |
|                         |        |            | 旧    | 前田悠士                    |            |
| 神鋼労組政策実現を推進する会          | 石上雅祥   | 会計責任者の氏名   | 新    | 中野賢                     | 令和5年9月19日  |
|                         |        |            | 旧    | 前田悠士                    |            |
| 壮新会                     | 五島壮一郎  | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市広畑区正門通3丁目4-3         | 令和5年9月1日   |
|                         |        |            | 旧    | 姫路市広畑区北河原町18-1          |            |
| 高見ちさき後援会                | 高見千咲   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市御立中4丁目10-64          | 令和5年8月28日  |
|                         |        |            | 旧    | 姫路市御立中4丁目14-7           |            |

|                 |      |            |   |                          |            |
|-----------------|------|------------|---|--------------------------|------------|
| 中本たかとし後援会       | 中本隆敏 | 代表者の氏名     | 新 | 中本隆敏                     | 令和5年10月10日 |
|                 |      |            | 旧 | 三木一男                     |            |
| 兵庫県医師連盟         | 八田昌樹 | 会計責任者の氏名   | 新 | 鈴木克司                     | 令和5年9月1日   |
|                 |      |            | 旧 | 山根光量                     |            |
| 兵庫県歯科医師連盟東灘支部   | 遠藤寿一 | 会計責任者の氏名   | 新 | 岡田知久                     | 令和5年9月14日  |
|                 |      |            | 旧 | 大野憲                      |            |
| ふるさと加西          | 西村和平 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 加西市上宮木町515-1             | 令和5年10月1日  |
|                 |      |            | 旧 | 加西市北条町横尾659              |            |
|                 |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 森元清蔵                     |            |
|                 |      |            | 旧 | 藤原道弘                     |            |
| 平和と福祉のまち西宮をつくる会 | 廣田和也 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 西宮市染殿町3番11号 酒井ビル101号     | 令和5年10月6日  |
|                 |      |            | 旧 | 西宮市和上町1番13号 和上町高田ビル201号  |            |
| 山下たかし後援会        | 山下隆志 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 川辺郡猪名川町若葉2丁目50番地 (B-811) | 令和5年6月14日  |
|                 |      |            | 旧 | 川西市新田3丁目5-22             |            |

3 政治団体の解散の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 解散年月日     |
|-----------------|--------|-----------|
| 自由民主党兵庫県伊丹市第一支部 | 中田慎也   | 令和5年9月30日 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名 | 解散年月日      |
|-------------------|--------|------------|
| 池田林太郎後援会          | 川部竜二   | 令和5年8月31日  |
| 市川町紳の会・岩見武三君を励ます会 | 藤本敏一   | 令和5年8月31日  |
| 稲美町の未来を考える会       | 土原翔吾   | 令和5年10月18日 |
| 江原和明後援会           | 江原和明   | 令和5年10月24日 |
| 大澤和士後援会           | 大澤和士   | 令和5年10月30日 |
| おおにし兆司後援会         | 大西兆司   | 令和5年10月26日 |
| くれたに健太郎後援会        | 樽谷健太郎  | 令和5年10月11日 |
| 篠木和良後援会           | 篠木和良   | 令和5年10月26日 |
| しの木和良後援会          | 松村劭    | 令和5年10月26日 |

|             |       |            |
|-------------|-------|------------|
| 田中一郎後援会     | 田中洋子  | 令和5年10月20日 |
| 田幡崇後援会      | 田幡崇   | 令和5年10月2日  |
| 辻元誠志後援会     | 辻元誠志  | 令和5年10月1日  |
| 坪井謙治後援会     | 坪井謙治  | 令和5年10月26日 |
| 21世紀の北区を創る会 | 池田林太郎 | 令和5年8月31日  |
| ねだ敬介後援会     | 根田敬介  | 令和5年9月26日  |
| のきはら順子後援会   | 軒原順子  | 令和5年10月26日 |
| 姫路の未来を創る会   | 萩原真志  | 令和5年10月11日 |
| 故郷にしのみや     | 松本貴行  | 令和5年10月27日 |
| 吉田俊介後援会     | 吉田俊介  | 令和5年9月29日  |
| 吉積毅後援会      | 吉積毅   | 令和5年10月5日  |
| わたなべ政弘後援会   | 渡部政弘  | 令和5年9月1日   |



**兵庫県選挙管理委員会告示第5号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し等の届出があった。

令和6年1月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田秀一

**1 資金管理団体の指定の届出**

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地   | 指定年月日     |
|-----------------------|---------|-----------|--------------|-----------|
| 多田佳史                  | 小野市議会議員 | 多田佳史後援会   | 小野市浄谷町1701-1 | 令和5年1月10日 |

**2 資金管理団体の届出事項の異動の届出**

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称    | 異動事項       | 異動内容 |                         | 異動年月日      |
|------------------|--------------|------------|------|-------------------------|------------|
| 五島壮一郎            | 壮新会          | 主たる事務所の所在地 | 新    | 姫路市広畑区正門通3丁目4-3         | 令和5年9月1日   |
|                  |              |            | 旧    | 姫路市広畑区北河原町18-1          |            |
| 鈴木佐和子            | あいざき佐和子とあゆむ会 | 政治団体の名称    | 新    | あいざき佐和子とあゆむ会            | 令和5年10月10日 |
|                  |              |            | 旧    | さわやか兵庫ネットワーク            |            |
| 佐伯直之             | さえき直之後援会     | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市東灘区本庄町1丁目11-10       | 令和5年10月18日 |
|                  |              |            | 旧    | 三木市大塚2丁目2-4 サンシャイン大塚112 |            |

|      |          |            |   |                |           |
|------|----------|------------|---|----------------|-----------|
| 高見千咲 | 高見ちさき後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 姫路市御立中4丁目10-64 | 令和5年8月28日 |
|      |          |            | 旧 | 姫路市御立中4丁目14-7  |           |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出  
 法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称      | 取消年月日      |
|------------------|----------------|------------|
| 池田 林太郎           | 21世紀の北区を創る会    | 令和5年8月31日  |
| 江原 和明            | 江原和明後援会        | 令和5年10月24日 |
| 大澤 和士            | 大澤和士後援会        | 令和5年10月30日 |
| 樽谷 健太郎           | くれたに健太郎後援会     | 令和5年10月11日 |
| 小山 敏明            | 川西21ふれあいネットワーク | 令和4年10月10日 |
| 坪井 謙治            | 坪井謙治後援会        | 令和5年10月26日 |
| 軒原 順子            | のきはら順子後援会      | 令和5年10月26日 |
| 吉田 俊介            | 吉田俊介後援会        | 令和5年9月29日  |



兵庫県選挙管理委員会告示第6号

わたせ和人後援会から提出された政治団体の異動の届出に関し、令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第12号を次のとおり訂正する。

令和6年1月23日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 永田 秀一

2(2)中

「

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 異動事項     | 異動内容 |      | 異動年月日     |
|----------|--------|----------|------|------|-----------|
|          |        |          | 新    | 旧    |           |
| わたせ和人後援会 | 中 敏雄   | 代表者の氏名   | 新    | 中 敏雄 | 令和2年12月1日 |
|          |        |          | 旧    | 今西正行 |           |
|          |        | 会計責任者の氏名 | 新    | 泉 真生 |           |
|          |        |          | 旧    | 野嶋厚志 |           |

を

「

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 異動事項     | 異動内容 |      | 異動年月日     |
|----------|--------|----------|------|------|-----------|
|          |        |          | 新    | 旧    |           |
| わたせ和人後援会 | 中 俊雄   | 代表者の氏名   | 新    | 中 俊雄 | 令和2年12月1日 |
|          |        |          | 旧    | 今西正行 |           |
|          |        | 会計責任者の氏名 | 新    | 泉 真生 |           |
|          |        |          | 旧    | 野嶋厚志 |           |

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第7号

原なおきと伊丹の未来を守る会から提出された政治団体の設立の届出に関し、令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第68号を次のとおり訂正する。

令和6年1月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永田 秀一

1 中

「

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日    |
|----------------|--------|----------|----------------------|----------|
| 原なおきと伊丹の未来を守る会 | 原 なおき  | 原 なおき    | 伊丹市鈴原町9丁目77番地メゾンE101 | 令和4年8月1日 |

」

を

「

| 政治団体の名称        | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日    |
|----------------|--------|----------|----------------------|----------|
| 原なおきと伊丹の未来を守る会 | 原 直輝   | 原 直輝     | 伊丹市鈴原町9丁目77番地メゾンE101 | 令和4年8月1日 |

」

に改める。

労働委員会公告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、令和6年における審査の期間の目標及び令和5年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年1月23日

兵庫県労働委員会  
会長 米田 耕士

1 令和6年における審査の期間の目標

当委員会は、令和6年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 令和5年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

| 区 分         | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 0件   | 0件   | 0件      |
| 標準的な事件      | 10件  | 3件   | 7件      |
| 特に複雑な事件     | 0件   | 0件   | 0件      |
| 計           | 10件  | 3件   | 7件      |

(2) 個別事件の審査の実施状況（令和5年中に終了した事件）

| 事件番号             | 終結区分          | 係属<br>日数 | 調査<br>回数 | 審問<br>回数 | 和解<br>回数 | 尋問<br>証人数  | 区 分 |
|------------------|---------------|----------|----------|----------|----------|------------|-----|
| 令和3年<br>(不)第2号事件 | 命令<br>(全部救済)  | 539日     | 8回       | 0回       | 0回       | 0人<br>(0人) | 標準  |
| 令和4年<br>(不)第3号事件 | 取下げ<br>(関与和解) | 218日     | 3回       | 0回       | 2回       | 0人<br>(0人) | 標準  |
| 令和5年<br>(不)第2号事件 | 取下げ<br>(関与和解) | 92日      | 2回       | 0回       | 1回       | 0人<br>(0人) | 標準  |

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数。

(注2) 「区分」欄は、1の区分を示す。

正 誤

○令和4年3月29日付け（兵庫県公報第297号）

兵庫県選挙管理委員会告示第14号（政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出）中

| (ページ) | (行)   | (誤)       | (正)       |
|-------|-------|-----------|-----------|
| 48    | 上から13 | 令和3年1月26日 | 令和4年1月26日 |